

# 公益財団法人岩手県南技術研究センター職員の給与に関する規程

平成 25 年 6 月 3 日 規程第 6 号  
改正

平成 28 年 3 月 16 日

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人岩手県南技術研究センターの職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

## (給与)

第 2 条 この条例で給与とは、給料、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当をいう。

## (給料)

第 3 条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として、この規程の定めるところによる。

2 給料の額は、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づき日額又は月額を予算で定める。

## (給料の支給等)

第 4 条 給料は、毎月 1 回その月額の全額を支給するものとし、支給日は、その月の 15 日とする。ただし、その日が休日（公益財団法人岩手県南技術研究センター職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成 25 年規程第 5 号、以下「職員の勤務規程」という。）第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する休日、以下この項において同じ。）に当たるときは、その翌日以後の日であって、15 日に最も近い休日でない日とする。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給する。

3 職員が退職したときは、その日までの給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。

5 第 2 項及び第 3 項の規定により支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から職員の勤務規程第 4 条第 1 項第 1 号に規定する休日数を差引いた日数を基礎として日割計算により支給する。

6 理事長は、特別の事情により前項の規定により難しいと認めるときは、給料の支給日を変更することができる。

## (時間外勤務手当に係る勤務 1 時間当たりの支給額の算出)

第 4 条の 2 勤務 1 時間当たりの支給額は、給料の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間 38 時間 45 分に 52 を乗じて得た時間から、7 時間 45 分に 18 を乗じて得た時間を

減じた時間で除して得た額とする。

(給料の減額)

第5条 職員が勤務しないときは、職員の勤務規程第4条各号に規定する休日並びに同規程第5条及び第6条に規定する年次休暇等による場合、その他その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料額を減じた給料を支給する。

2 前項の規定による給料の減額は、その月の初日から末日までの期間（以下「給料期間」という。）の分を次の給料期間以降における給料から減額するものとする。

3 第1項の勤務1時間当たりの給料額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間38時間45分に52を乗じた時間で除して得た額とする。

(休職者の給料)

第6条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）以下「法」という。）第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中これに給料の全額を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料の100分の80を支給することができる。

3 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中給料の100分の60以内を支給することができる。

(期末手当)

第7条 期末手当は、一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号）第19条を準用して支給する。ただし、支給額については、同条第3項を適用する。

(勤勉手当)

第8条 勤勉手当は、一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号）第20条を準用して支給する。ただし、支給額については、同条第2項第2号を適用する。

(補則)

第9条 この規程に定めるものを除くほか、職員の給与に関しては、一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号）に基づく諸規定を準用する。

附 則

この規程は、平成25年6月3日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 26 日一部改正）  
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。